

50kW 未満の非認証品・50kW 以上の太陽光発電設備
もしくは太陽光発電以外の再エネ発電設備
の設置を検討中のお客さまへ

平成 25 年 12 月
関西電力株式会社

再生可能エネルギーの固定価格買取制度における
平成 25 年度単価適用希望時のお申込みに関するお客さまへのお願い

平成 25 年度単価を適用するために再生可能エネルギー発電設備の系統連系の申込みをされるお客さまは、平成 26 年 3 月 31 日（弊社の平成 25 年度最終営業日）までに、接続検討のお申込みに対する弊社からの回答結果を踏まえ、当該設備の設置場所を所管する弊社事業所窓口（※）まで、系統連系の申込書類一式をご提出いただきますようお願いいたします。

（※）系統連系の電圧が低圧もしくは高圧の場合は営業所、特別高圧の場合は支店で受付いたします。

- 高圧・特別高圧（※）で再生可能エネルギー発電設備の系統連系を希望される場合は、「接続検討のお申込み」をいただいたうえで、弊社からの回答結果を踏まえて、「系統連系のお申込み」を改めて提出いただく必要があります。

（※）低圧での系統連系であっても、事前に接続検討のお申込みが必要となる場合があります。

- 「接続検討のお申込み」については弊社の技術検討に最大 3 ヶ月を要することから、平成 26 年 1 月以降に「接続検討のお申込み」を提出いただいた場合、弊社からの接続検討の回答が年度内に間に合わず、系統連系のお申込みが行えないことも予想されます。

このような場合でも、お客さまから平成 25 年度調達価格等適用の強いご要望があることに配慮し、下記の救済措置を実施することと致しました。

平成 26 年 3 月 31 日までに弊社へ「接続検討のお申込み」をいただいたにもかかわらず、弊社からの接続検討の回答がないため、平成 25 年度内に「系統連系のお申込み」を行えない事業者様につきましては、平成 26 年 3 月 31 日までに別紙『告示に規定する接続申込書』（※）を、弊社窓口までご提出いただければ、平成 25 年度調達価格等の適用にかかるお申込みとさせていただきます。ただし、この場合でも平成 25 年度中に国から設備認定を受けられないときは、経済産業省告示の規定に基づき平成 25 年度調達価格等は適用されません。

（※）『告示に規定する接続申込書』は、発電設備を系統連系するにあたって必要な系統容量を確保するものではありません。従来どおり系統連系のお申込みをいただいたうえで、系統容量を確保させていただきますので、すみやかに系統連系のお申込みをお願いいたします。

- 接続検討および系統連系のお申込み時は、必ず設置場所を明確にしたうえで、お申込みをお願いいたします。お申込み後に設置場所が変更となる場合は、変更後の設置場所において、新たにお申込みしていただくこととなりますのでご注意願います。

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象であることを前提にご契約手続きを進めることから、設備認定通知書（写）は原則、系統連系のお申込み時に添付いただく必要があります。ただし、国へ設備認定を申請中で年度末までに提出が間に合わない場合、一旦申込受付は完了させていただきますが、系統連系にかかる計量装置等の工事が実施できませんので、すみやかにご提出いただきますようお願いいたします。
- 今年度もお申込みが集中し、受付に長時間お待ちいただいたり、ご希望日に受給開始できないことが予想されますので、事業内容が確定されましたら、できる限り早期にお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、お申込みにあたっては、技術協議や書類確認が必要であるため、設置場所を所管する弊社営業所窓口（<http://www.kepco.co.jp/corporate/info/community/index.html>）までご来所いただきますようお願いいたします。（郵送・FAXでの受付は行っておりません）

以 上